

令和8年4月1日

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（委託訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び宮城県並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「機構」という。）が一体となって、求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、宮城県における公共職業訓練と求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施に関する重要事項を定めたものである。

実施にあたっては、宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局の三者で締結した「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」の趣旨を踏まえ、労働力人口の減少が見込まれる中で、地域の発展に不可欠な分野等の産業に、円滑な人材供給ができるものとなるよう、地域事業主のニーズに対応した公的職業訓練の実施に努め、若者等の地元就職及び定着の実現に資するものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定を行うことができる。

## 2 公共職業能力開発施設の設置状況等

- (1) 県内には、公共職業能力開発施設として、高等技術専門校（5校）及び宮城職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター宮城」という。）、東北職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）及び宮城障害者職業能力開発校（以下「宮障校」という。）が設置されている。

- (2) 高等技術専門校は、県内5地域において、学卒者向けである普通課程（1・2年課程）と、離転職者向けの短期課程（1・6か月）を地域の実情等を踏まえた訓練内容で実施している。

さらに、離職者等の再就職支援として、民間教育施設への委託により行う委託訓練（2・3・4・6か月・2か年）を実施しており、IT、事務、経理事務、介護、医療事務等の訓練を行っている。

- (3) ポリテクセンター宮城は、離職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化して、標準6か月及び短期4か月の職業訓練（ハロートレーニング）を実施している。

また、機構では、求職者支援法に基づき民間教育機関が実施するIT、簿記、介護等の求職者支援訓練のコース認定及び実施状況の確認を行っている。

- (4) ポリテクカレッジは、高度技能者養成訓練として、機械系、電気系、電子情報系及び建築系の専門課程及び応用課程を実施している。

専門課程は、高校卒業者等を対象に、自ら「ものづくり」ができる実践技能者を育成する2年課程であり、応用課程は、専門課程修了生等を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダーを育成する2年課程である。

- (5) 在職者訓練の実施について

高等技術専門校、ポリテクセンター宮城及びポリテクカレッジでは、上記訓練に加え、従業員に対する人材育成訓練を実施することが困難な事業主等のニーズに応えるため、在職者を対象に、各施設が所有する設備等を活用したIT系、機械系、電気・電子系、居住系などの職業訓練を実施している。

- (6) 宮障校は、個々の障害や特性に応じて、OA系や総合実務系の職業訓練（5か月～1年課程）を実施している。

さらに、民間企業等に委託して行う委託訓練として、実際の職場内での作業実習を通し、実践的な作業能力を習得する訓練や、在宅よりWebコンテンツ制作技能を学ぶ訓練を実施している。

### 3 労働市場等の動向

- (1) 概況

足下の令和7年12月現在では求人が求職を上回る状況が続いている中、求人についてはこのところ緩やかな減少がみられており、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、

社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、企業が求めるスキル等を踏まえた離職者の就職及び就職先での活躍に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

#### 4 訓練の実施状況と課題

##### (1) 実施状況

令和7年度の宮城県内で実施されている公共職業訓練は、定員充足率が前年度に比べて増加している。また、就職率については、公共職業訓練では前年度に比べて改善が見られている。

令和7年度の職業訓練の受講者数（※）は次のとおり

・ 公共職業訓練（離職者訓練）		
施設内訓練	高等技術専門校	12人
	ポリテクセンター宮城	332人
委託訓練		677人
・ 求職者支援訓練		666人

※受講者数について、令和7年12月末までの実績である。

令和7年度の職業訓練の就職率（※）は次のとおり

・ 公共職業訓練（離職者訓練）		
施設内訓練	高等技術専門校	83.3%
	ポリテクセンター宮城	78.7%
	委託訓練	79.5%
・ 求職者支援訓練		
	基礎コース	42.4%
	実践コース	61.9%

※就職率について、公共職業訓練（離職者訓練）は令和7年9月末までに修了した訓練の3か月後の実績、求職者支援訓練は6月末までに修了した訓練の3か月後の実績である。なお、求職者支援訓練は雇用保険適用就職率で計上している。

## （2） 公的職業訓練の実施等に係る主要な課題について

### ① 高等技術専門校のあり方の検討

高等技術専門校は、新規新卒者の減少を背景として、近年、入校者数が減少しているほか、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広く柔軟に対応できる能力及び高度でより実践的な技能・知識を持つ技能者へと変化してきている。

このような状況を踏まえ、令和元年12月に、職業能力開発審議会に「高等技術専門校の整備のあり方」について諮問し、令和2年7月に、同審議会から高等技術専門校が今後目指すべき方向性と施設整備のあり方について答申を受けた。

答申を踏まえ、令和3年3月に策定した宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画及び同計画を具体化した整備実施計画に基づき、令和10年度の開校を目指し、引き続き再編整備を推進していく。

### ② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置により、一層のコース設定の促進を図る。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組むとともに、求職者等に対して、訓練効果等の周知を図る。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。

- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

## 5 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

### (1) 学卒者訓練の対象者数等

対象者数は、入学定員 480 人とする。

- |    |           |                             |
|----|-----------|-----------------------------|
| 内訳 | ・高等技術専門校  | 285 人                       |
|    | ・ポリテクカレッジ | 195 人（専門課程 95 人、応用課程 100 人） |

### (2) 離職者訓練の対象者数等

#### ① 重点等

ア 令和 8 年度のポリテクセンター宮城では、地域ニーズを踏まえ、訓練コースの内容、定員等を設定し、教育訓練を実施する。

前年度からの変更点として、DXにつながるデジタル技術を習得した人材を育成するため、「スマート生産サポート科（情報ネットワーク技術科）」の定員変更（2 コース延定員 60→40 人）及び令和 8 年度から「スマートプログラミング科」（2 コース延定員 48 人）を廃止し、新設科として「IoTシステム技術科」（2 コース延定員 40 人）を実施する。「住宅点検科（住宅CADプランニング科）」については、定員の変更（2 コース延定員 40 人から 3 コース 48 人）を行う。

イ 高等技術専門校で行う委託訓練については、人材不足が課題となっている介護人材や保育士の育成のため、長期高度人材育成コースとして、介護福祉士養成コース及び保育士養成コースを実施する。また、デジタル人材を育成するため、令和 8 年度は、昨年度に引き続き、知識等習得コースとして「Javaプログラマー養成科」（6 か月）、長期高度人材育成コースとして、「IT技術者養成科」（2 年間）を実施するほか、eラーニングコースを増設する計画である。

ウ 託児付き訓練コースの設定については、ポリテクセンター宮城で実施する訓練は、全て託児付きコースとする。

エ 公共職業能力開発施設で実施する訓練については、地域の人材ニーズに即した訓練となるよう、令和 8 年度においても調査・検討を継続していく。

#### ② 対象者数等（宮障校除く）

対象者数は、定員 1,702 人とする。

- |    |             |         |
|----|-------------|---------|
| 内訳 | ・高等技術専門校    | 45 人    |
|    | ・ポリテクセンター宮城 | 634 人   |
|    | ・委託訓練       | 1,023 人 |

就職率は、施設内訓練 82.5%以上、委託訓練 75%以上を目標とする。

(3) 在職者訓練の対象者数等

① 対象者数等（宮障校を除く）

対象者数は、定員 3,371 人とする。

内訳	・ 高等技術専門校	297 人
	・ ポリテクセンター宮城	1,689 人
	・ ポリテクカレッジ	1,385 人

② 民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援（生産性向上支援訓練）としては、受講者数 1,330 人を目標とし、企業や事業主団体の労働生産性向上、DX 対応に係る人材育成支援を促進する。

③ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

④ ポリテクセンター宮城については、受講者満足度 95%、事業主生産性向上度 90% 以上を目標とする。

⑤ ポリテクカレッジについては、受講者満足度 95%、事業主生産性向上度 90% 以上を目標とする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 宮障校の施設内訓練は定員 90 人とする。

② 委託訓練は定員 16 人とする。

③ 在職者訓練は定員 10 人とする。

就職率は、施設内訓練 70% 以上、委託訓練 55% 以上を目標とする。

6 計画期間中の求職者支援訓練の対象者数等

(1) 重点等

① 宮城県においては、実践コースの受講申込者数が定員を大幅に上回っている状況であり、特にデジタル系では応募倍率が 1.7 倍に、営業・販売・事務分野では 1.2 倍となっており、実践コースの受講ニーズが高い。求職者ニーズ及びデジタル人材育成のさらなる充実といった観点を踏まえ、前年度から引き続き、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を約 2 割、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を約 8 割とする。

② デジタル系の訓練については、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化などを踏まえ、デジタル分野の訓練をより一層推進する必要があることから、訓練枠を引き上げて設定する。

③ 地域ニーズ枠は、建設関連分野の訓練とする。

④ 基礎・実践の両コースとも、育児等を行っている者に対して、通常より短い訓練時間や託児サービス付きのカリキュラムの設定を可能とする。

- ⑤ 認定単位期間は求職者に訓練情報を効果的に提供するため、四半期ごとの認定とする。

(2) 対象者数等

- ① 訓練認定規模 1,073 人を上限とする。  
 ② 雇用保険適用就職率は、基礎コースで 60%、実践コースで 63%を目標とする。  
 ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース・分野	7 年度		8 年度	
	人員	割合	人員	割合
基礎コース	225 人	21.0 %	240 人	22.4 %
実践コース	848 人	79.0 %	833 人	77.6 %
介護系	175 人	20.6 %	167 人	20.0 %
医療事務系	56 人	6.6 %	56 人	6.7 %
デジタル系	370 人	43.6 %	370 人	44.4 %
(I T 分野)	(180 人)	(21.2 %)	(190 人)	(22.8 %)
(デザイン分野)	(190 人)	(22.4 %)	(180 人)	(21.6 %)
営業・販売・事務系	194 人	22.9 %	195 人	23.4 %
その他、成長分野、人手不足分野 (農業、環境、観光、建設など)	28 人	3.3 %	23 人	2.8 %
地域ニーズ枠	25 人	2.9 %	22 人	2.6 %

※ 上記のうち、新規参入枠は基礎コース 30%、実践コース 30%とする。

(参考) 新規参入枠での申請となるものは主に以下のとおり。

- ・申請する分野の訓練を、全国どこでも実施(開講)したことがない。
- ・申請する分野の訓練を他県では実施したことがあるが、宮城県では実施(開講)したことがない(eラーニングコース除く)。

※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。

※ ある認定単位期間で実践コースの各分野に余剰定員が発生した場合は、実践コースの他分野へ振り替えることも可能とする。

なお、第3四半期、第4四半期においては、基礎・実践間の振替を可能とする。

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮城労働局及び機構宮城支部のHPで周知する。

※ 1実施機関が1認定単位機関に申請できる「eラーニングコース」は2コースまでとする。

※ 訓練1コースの定員上限を20人とする。

## 7 公的職業訓練の実施に当たり関係機関が留意すべき事項等

(1) 計画的で実効ある職業訓練の推進に資するため、令和8年度においても宮城県地域職業能力開発促進協議会（以下、「地域協議会」という。）を開催する。開催に当たっては、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力を得ていくこととする。

- ① 地域協議会における意見等が、地域の訓練実施により一層活かされるよう、宮城県、機構及び労働局において、調整等を進めることとする。
- ② 地域協議会内に公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。
- ③ 地域協議会における協議結果に基づいて、新たな訓練や関連施策が適切に実施されるよう、関係者への働きかけを行うこととする。

(2) 訓練受講者に対する適切な訓練の実施及び就職支援の充実

- ① ハローワークにおいては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施などを通じて、求職者の能力及び適性に応じた訓練コースへの誘導ができるよう支援する。

また、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。

- ② 訓練実施機関においては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価の確実な実施により、就職意欲の喚起や円滑な就職活動が開始されるよう働きかける。
- ③ 訓練実施機関とハローワークが連携して就職支援を行うものとする。

ア 訓練実施機関は、独自の就職支援を実施する。

イ 訓練期間中については、各訓練実施機関が主体的に就職支援に当たることとし、必要に応じて、ハローワークと連携して、習得した知識・技術が活かされる求人情報や求人企業説明会等の提供を行うこととする。

ウ 求職者支援訓練の受講者については、ハローワークの指定来所日等にきめ細かな就職支援を行う。

エ 訓練終了までに就職先が決まらなかった受講者については、訓練実施機関による独自支援のほか、ハローワークにおいても、積極的な就職支援を行う。

オ 訓練受講者に提供する求人情報は、雇用保険が適用される求人情報の提供を原則とする。

## 8 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

### (1) 地域におけるリスキリングの推進に関する事業

D×の加速化や生産年齢人口の減少、職業人生の長期化など、企業や労働者を取り巻く情勢が変化する中で、労働者の学び直しの必要性が高まっており、地域に必要な人材を育成・確保するためには、企業における人への投資や、労働者の主体的かつ継続的な学び直しの促進が重要である。

地域におけるリスキリングの推進に関する事業については、宮城県地域職業能力開発促進協議会に報告することにより、本計画に位置付けて実施するものとする。

### (2) 公的職業訓練制度の活用促進に向けた周知・広報

職業訓練が果たす役割の重要性が高まっている中、公的職業訓練制度を円滑に推進していくためには、制度の認知度を向上させていく必要がある。

このため、宮城県、宮城労働局及び機構宮城支部の連携による積極的な周知を行うこととし、ハローワークの窓口や説明会開催による周知のほか、ホームページやSNS、関係機関との連携によるイベント等を活用した周知・広報を行い、公的職業訓練制度の認知度を向上させることにより、受講者の確保と訓練修了者の就職促進に努める。